

「WAKWAK for マンション全戸光シリーズ 利用規程（管理者向け）」の一部改定について

平素はWAKWAKをご利用いただき誠にありがとうございます。

2018年7月1日（日）より、「WAKWAK for マンション全戸光シリーズ利用規程（管理者向け）」を改定いたしますので、ご案内いたします。

1. 改定日

2018年7月1日（日）

2. 対象規約

[WAKWAK for マンション全戸光シリーズ利用規程（管理者向け）](#)

※「[WAKWAK for マンション全戸光シリーズ利用規程（利用者向け）](#)」は変更ございません。

3. 改定内容

■最低契約期間内に解約された場合の解約事務手数料について

【改定前】

解約した月の翌月から最低契約期間60ヵ月間終了月までの総戸数分（総戸数が8に満たない場合は8戸分）の月額基本料金に相当する額に対して、消費税相当額を合算した額

【改定後】

解約した月の翌月から最低契約期間60ヵ月間終了月までの総戸数分（総戸数が8に満たない場合は8戸分）の月額基本料金に相当する額に対して**12,000円を上限**とし、消費税相当額を合算した額

ご不明な点は [WAKWAK ヘルプデスク](#) までお問合せください。